

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び 根 そ 拠	一 發 行 名 稱 及 び 記	〇 平 省 令 國 債 務 省 告 示 第 三 百 七 十 七 號
争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも、利に付する 行參よと大に競入に下競争日受け法律第十七号。該 「加るに臣行争札による利に付するも、利に付する と者発応がわ入発行回りし行のう。」と、行各れ札 い・行募各れ札「と、行各れ札」の規定。その規定 う第へ限國るの「と、行各れ札」の規定。その規定 。II以度債入募「と、行各れ札」の規定。その規定 非下額市札入「と、行各れ札」の規定。その規定 価一を場での。格国定特あ決「と、行各れ札」の規定 競債め別つ定及利「と、行各れ札」の規定。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも、利に付する 行參よと大に競入に下競争日受け法律第十七号。該 「加るに臣行争札による利に付するも、利に付する と者発応がわ入発行回りし行のう。」と、行各れ札 い・行募各れ札「と、行各れ札」の規定。その規定 う第へ限國るの「と、行各れ札」の規定。その規定 。II以度債入募「と、行各れ札」の規定。その規定 非下額市札入「と、行各れ札」の規定。その規定 価一を場での。格国定特あ決「と、行各れ札」の規定 競債め別つ定及利「と、行各れ札」の規定。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも、利に付する 行參よと大に競入に下競争日受け法律第十七号。該 「加るに臣行争札による利に付するも、利に付する と者発応がわ入発行回りし行のう。」と、行各れ札 い・行募各れ札「と、行各れ札」の規定。その規定 う第へ限國るの「と、行各れ札」の規定。その規定 。II以度債入募「と、行各れ札」の規定。その規定 非下額市札入「と、行各れ札」の規定。その規定 価一を場での。格国定特あ決「と、行各れ札」の規定 競債め別つ定及利「と、行各れ札」の規定。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも、利に付する 行參よと大に競入に下競争日受け法律第十七号。該 「加るに臣行争札による利に付するも、利に付する と者発応がわ入発行回りし行のう。」と、行各れ札 い・行募各れ札「と、行各れ札」の規定。その規定 う第へ限國るの「と、行各れ札」の規定。その規定 。II以度債入募「と、行各れ札」の規定。その規定 非下額市札入「と、行各れ札」の規定。その規定 価一を場での。格国定特あ決「と、行各れ札」の規定 競債め別つ定及利「と、行各れ札」の規定。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも、利に付する 行參よと大に競入に下競争日受け法律第十七号。該 「加るに臣行争札による利に付するも、利に付する と者発応がわ入発行回りし行のう。」と、行各れ札 い・行募各れ札「と、行各れ札」の規定。その規定 う第へ限國るの「と、行各れ札」の規定。その規定 。II以度債入募「と、行各れ札」の規定。その規定 非下額市札入「と、行各れ札」の規定。その規定 価一を場での。格国定特あ決「と、行各れ札」の規定 競債め別つ定及利「と、行各れ札」の規定。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも、利に付する 行參よと大に競入に下競争日受け法律第十七号。該 「加るに臣行争札による利に付するも、利に付する と者発応がわ入発行回りし行のう。」と、行各れ札 い・行募各れ札「と、行各れ札」の規定。その規定 う第へ限國るの「と、行各れ札」の規定。その規定 。II以度債入募「と、行各れ札」の規定。その規定 非下額市札入「と、行各れ札」の規定。その規定 価一を場での。格国定特あ決「と、行各れ札」の規定 競債め別つ定及利「と、行各れ札」の規定。

七 口イ 払		六 口イ 発	
者特国行争利込	行争非者特国	行争利込	行争非者特国行争利
・別債入回金	入価・別債	入回行	入価・別債入回
第参市札り金	札格第参市	札り	札格第参市札り
II加場發競額	發競II加場	發競額	發競II加場發競
六百九十七億九千九十九円六百五十五万円	でた条特円で利第別十つ定う額 五利第別二付一會四いにち面 百付一會千国項計億て基、金 九国項計三債のに八はづ財額 十債のに百に規関千、き政で 億に規関五つ定す九額發法三 円つ定す十いにる百面行第千 いにる一て基法五金し四九 て基法億はづ律十額た条百 、づ律千、き第五で利第九 額き第四額發四万千付一十 面發四十面行十円六国項六 金行十五金し七、百債の億 額し七万額た条特四に規円	込募各りい各 み限国当も申 の度債ての込 応額市るかみ 募の場。らの 額範特そう を囲別のち 割内參応応 りに加募募 当お者額利 ていごを回 るてと順り 。各の次割 申応低	込募各りい各 み限国当も申 の度債ての込 応額市るかみ 募の場。らの 額範特そう を囲別のち 割内參応応 りに加募募 当お者額利 ていごを回 るてと順り 。各の次割 申応低

十 三	十 二	九	八
	一		
	發		
		振額最	
		替	低行争非
		額	入価
		単	面札格
		位	金
		位	發競

の経利
払過
込利
み子率

發
行
価
格

替
額
単
位

(一) 年五額平す額の振 五
 む十式は一錢面成るの記替 万
 も号に、募・金二。整載法 円
 のによ払入七額十数又の
 と規り込決パ百六倍は規
 とする定算金定一円年の記定
 するす出額のセに十金録に
 。るしに通ンつき一月に、る
 期た加知ト百二十よ最振
 日金えを三十八る低替
 に額、受円八も額口
 払を次け三日の面座
 い第のた三十と金簿
 込二算者

住よるがをじ額よに座も係
 者り場非発たにりつにのる
 又算合居行金百算い記と所
 は出に住時額分出て載し得
 外しは者にへのしは又て税
 国た、又おた二た、は振が
 法金前はいだ十金前記替源
 人額記外てし・額記録口泉
 がに(一)国取、三か(一)さ座徵そ
 適当の法得当一らのれ簿収の
 用該算人す該五當算る中さ利
 を非式でる國を該式ものれ子
 受居にあ者債乗金にの口るに

二十九八七六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初期利子

平成大臣から通知を受けた者 財務大臣が年額六百六十円を支拂ふ旨の通知を受けた者 年額三百六十円を支拂ふ旨の通知を受けた者

規定期は平成二十一年三月三十日より、翌年三月三十日までに、支拂ふべき金額は、該年三月三十日現在の支拂ふべき金額に、当該年の所得税控除率を乗じた額である。
$$\text{支拂ふべき金額} = \frac{\text{該年三月三十日現在の支拂ふべき金額} \times 1.7}{2} \times 100$$